



高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

平成24年度から26年度の計画を策定しました

介護保険事業を円滑に運営するため、町では行政機関だけでなく、医療機関、福祉関係者、地域代表、被保険者代表による「羽幌町介護保険事業計画審議会」を設置し、幅広い方々の意見を求め、審議会からの答申に基づき、「介護保険事業計画」を定めています。この計画は介護保険法により3年を1期として、保険料等を見直すものとされていることから、この度、平成24年度から平成26年度までの事業計画を策定しました。

今後の高齢化の推移や要介護認定者数、介護サービス必要量の見込みと、それを確保するための方策、費用の適正化などについて決めました。これによって、平成24年度から3カ年の保険料を改定しましたのでお知らせします。

また、「高齢者保健福祉計画」についても、老人福祉法により「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされており併せて改定しました。

計画の詳細は町ホームページに掲載のほか、役場と天売、焼尻両支所、健康センターでご覧いただけます。

【事業計画策定のポイント】

- 1 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを連携して、介護の必要な方々に対する包括的な支援(地域包括ケア)の推進
- 2 介護サービスに携わる人材の養成や資質向上のため、研修への積極的参加や町独自の研修等の実施
- 3 介護予防及び疾病予防の推進
- 4 認知症高齢者支援対策の推進

【介護保険料改定のポイント】

- 1 65歳以上の方(第1号被保険者)の負担比率を改定
20%→21%
(介護給付費の負担割合:保険料の50%は国、道、町が負担。残りの50%を被保険者が負担します。人口割合の変動により、65歳以上の保険料を20%から21%に、40歳から64歳の人の保険料は30%から29%に改定)
- 2 要介護認定者の数が今後増加することが見込まれることによる介護サービス給付費の上昇
- 3 計画期間中、介護給付費等準備基金を取崩すことにより保険料を抑制

【介護保険料が変わります】

平成24～26年度の保険料			
対象者	区分	賦課基準	保険料年額
-	基準額	-	47,400円
・生活保護 ・老齢福祉年金受給者	第1段階	基準額×0.50	23,700円
・市町村民税非課税世帯 (年金等収入額80万円未満)	第2段階	基準額×0.50	23,700円
・市町村民税非課税世帯 (第2段階以外の者)	第3段階	基準額×0.75	35,500円
・市町村民税本人非課税 ・公的年金等収入+合計 所得金額80万円以下	(特例)第4段階	基準額×0.83	39,300円
・市町村民税本人非課税	第4段階	基準額×1.00	47,400円
・合計所得190万円未満	第5段階	基準額×1.25	59,200円
・合計所得190万円以上	第6段階	基準額×1.50	71,100円

これまでの保険料	
対象者	平成23年度年額
-	45,000円
・生活保護 ・老齢福祉年金受給者	22,500円
・市町村民税非課税世帯 (年金等収入額80万円未満)	22,500円
・市町村民税非課税世帯 (第2段階以外の者)	33,700円
・市町村民税本人非課税 ・公的年金等収入+合計 所得金額80万円以下	37,300円
・市町村民税本人非課税	45,000円
・合計所得200万円未満	56,200円
・合計所得200万円以上	67,500円